

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部税務課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長税務第502号
委 託 業 務 名 称	固定資産業務支援システムソフトウェア等保守業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町
業 務 の 概 要	固定資産業務支援システム(地図情報システム)のソフトウェア等保守業務
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	528, 000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕滋賀県大津市中央三丁目1番8号 〔商号又は名称〕朝日航洋株式会社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	現在、稼働している固定資産業務支援システムについては、朝日航洋株式会社の開発したものであり、このシステムの内容を最も熟知しており、ソフトウェアの保守業務を行うことのできる唯一の業者であるため。なお、当該システムの運用開始以降、この保守業務を朝日航洋株式会社に委託しているが、不誠実な行為はなく、業務の履行能力に問題はないと言える。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。